

🔧 今月のポイント

「一人親方化」対策とは？①



国土交通省は、建設会社が社会保険の加入や長時間労働の規制を逃れるための「一人親方化」対策を検討しています。

一人親方化対策とは？

一人親方は従業員ではなく、事業主です。事業主であれば労働者とはならないため、今回の働き方改革関連法案といった労働法の対象外となり、長時間労働の規制、割増賃金、有給休暇等の規制を受けることはありません。また社会保険においても事業主負担のある健康保険・厚生年金保険ではなく、ご自身が国民健康保険・国民年金に加入することになるため、会社としてのコスト負担が軽減され、従来と同じ働き方にも関わらず同様の条件で働かせる「偽装一人親方」が加速すると懸念されています。そのため、国交省では「偽装請負」対策がスタートしています。

どちらの働き方ですか？

【1】請負としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
 - ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
 - ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

事業主として、個人で社会保険に加入すればよい可能性が高いです。



【2】労働者としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
 - ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
 - ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

（一人親方）仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
（企業）自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

事例でみてみよう！！

【一人親方として認められたケース】
手間請け従業者である大工

- 具体的な仕事を承諾するかどうかは、諸条件を交渉して決定していた。
- 会社から立面図と平面図が渡されるが、具体的作業方法は、特段指示されない。
- 勤務時間の定めは全くなく、出勤簿もなかった。
- 他の大工に手伝ってもらうことができ、その報酬は本人が支払っていた。
- 報酬は坪単価方式によって決定され、毎月工事の進行状況に応じ支払われた。

【一人親方ではなく労働者として認められたケース】
大工業務(労務提供の契約)の場合

- 就業期間中に他社の仕事をしたことはない。
- 大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など他の仕事にも従事を求められた。
- 勤務時間の指定はないが、朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束され、それ以降の作業には残業手当が支給された。
- 現場監督からの報告・指示によって、会社から指揮監督を受けていた。
- 大工道具は本人の所有物だが、必要な資材等の調達 は会社の負担であった。

ポイント！

一人親方か労働者かは、形式だけ整えばいいわけではありません。実際、どのような働きをしているか？といった実態で判断していきますので、再度、現状の働き方を確認しておきましょう。